証券コード　2763
2018年６月６日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番6号
株式会社 エフティグループ
代表取締役社長　石　田　　誠

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年６月20日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2018年６月21日（木曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前９時15分を予定しております。
2. **場　　所**　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　４階　飛翔の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項
1. 第33期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、お早めにご来場いただいた株主様のために控室（同会場４階 駒形）もご用意いたしておりますので、併せてご利用くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ftgroup.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調にある一方で、海外の政治動向や金融市場の変動による懸念など、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと当社グループは、「オフィスと生活に新たな未来を。」をキャッチフレーズに、お客様に満足して頂ける商品を提供する企業グループとして、中小企業・個人事業主を対象とする法人事業と一般消費者を対象とするコンシューマ事業において、情報通信機器及び環境関連商品の販売ならびに各種インターネットサービスの提供を行ってまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前年同期の39,712百万円から1,506百万円増加し、41,218百万円（前年同期比3.8％増）となりました。

営業利益は、前年同期の4,204百万円から602百万円増加し、4,806百万円（前年同期比14.3％増）となり、経常利益は、前年同期の4,165百万円から643百万円増加し、4,808百万円（前年同期比15.4％増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期の2,273百万円から511百万円増加し、2,785百万円（前年同期比22.5％増）となりました。

なお、セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【法人事業】

法人事業におきましては、日本国内でＵＴＭ（Unified Threat Management：総合脅威管理）・ファイルサーバー・ビジネスホン・ＯＡ機器等情報通信機器の企画・製造・販売・施工・保守及び光回線の提供（以下、「情報通信サービス」）、ＬＥＤ照明・空調機器・節水装置等の省エネルギー化を推進する環境関連商品の販売・施工・保守（以下、「環境省エネサービス（国内）」）を行っております。また、日本国外ではＡＳＥＡＮ地域においてＬＥＤ照明・空調機器等の環境関連商品の販売・施工・保守（以下、「環境省エネサービス（海外）」）を行っております。

当連結会計年度、情報通信サービスにおきましては、ＵＴＭをはじめとするネットワークセキュリティ装置及びセキュリティ系商品が前年比128％と増収

増益に寄与いたしました。また設立当初から行っているビジネスホン販売においても、ＮＴＴ東日本社・ＮＴＴ西日本社との良好な取引関係に基づき堅調に推移しております。環境省エネサービス（国内）におきましては、ＬＥＤ照明の販売数の減少はありましたが、空調機器の販売が増収要因となり、加えて法人事業のストックサービス強化商品として節水装置「ＪＥＴ」を拡販することにより、環境省エネサービス全体は堅調に推移しました。環境省エネサービス（海外）におきましては、７月にインドネシア共和国にて開始したＬＥＤ照明の販売、タイ王国における空調機器（エアコン）の販売が好調に推移しました。

また、社員の長時間労働抑止等の労働環境整備、営業品質管理体制の構築及び業務改善の推進を行うことにより事業基盤の強化を行いました。

以上により、売上高は前年同期の29,395百万円から225百万円増加し、29,620百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の4,503百万円から212百万円増加し、4,715百万円となりました。

【コンシューマ事業】

コンシューマ事業におきましては、個人のお客様向けにインターネットサービスの提供、太陽光発電設備・蓄電池の販売・施工（以下、「環境省エネサービス」）、ドコモショップによるスマートフォン・携帯電話の販売を行っております。

インターネットサービスにおきましては、ストックサービスとして拡販してきた光コラボレーション当社ブランド「ひかり速トク」の売上高が6,231百万円となり、安定的な収益サービスとなっております。また、2017年3月期より連結グループ入りした株式会社アローズコーポレーションにおける環境省エネサービスが増収に寄与いたしました。

ドコモショップにおきましては東北地区３店舗にてスマートフォン等の販売に注力いたしました。

以上により、売上高は前年同期の10,538百万円から1,387百万円増加し、11,925百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の△126百万円から626百万円増加し、499百万円となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は247百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2017年10月31日に第４回無担保社債500百万円を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第 30 期 2014年度	第 31 期 2015年度	第 32 期 2016年度	第 33 期 (当連結会計年度) 2017年度
売上高（千円）	34,942,791	37,214,984	39,712,448	41,218,511
経常利益（千円）	4,538,546	4,835,865	4,165,164	4,808,197
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,770,807	2,940,732	2,273,779	2,785,639
１株当たり当期純利益（円）	78.89	84.10	67.48	83.81
総資産（千円）	19,554,196	21,241,703	23,520,404	25,873,809
純資産（千円）	10,871,640	12,389,339	12,515,097	13,770,295

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2013年９月13日）等を適用し、第31期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
3. 第31期より、表示方法の変更を行っております。なお、第30期の売上高につきましては、組替え後の数値で記載しております。
4. 2015年10月１日付にて普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。そのため、１株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第30期期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社の株式を間接保有分も含め17,610千株（議決権比率53.0%）保有しております。また、当社は親会社から取締役の派遣を受けております。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要はあると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフティコミュニケーションズ	100百万円	100.0%	関東地区におけるソリューション事業
株式会社エフティコミュニケーションズウエスト	100百万円	100.0%	関西地区におけるソリューション事業
株式会社ＮＥＸＴ	90百万円	100.0%	光コラボレーションサービス及びＩＳＰ販売 節水装置「ＪＥＴ」レンタル販売
株式会社ジャパンＴＳＳ	90百万円	100.0%	電気通信設備工事・保守・サポート
株式会社アイエフネット	100百万円	100.0%	光コラボレーションサービスの提供及びＩＳＰ事業 節水装置「ＪＥＴ」レンタル販売
株式会社アレクソン	90百万円	93.3%	情報通信機器の企画開発・製造・販売
株式会社アントレプレナー	247百万円	85.8%	ベンチャー企業に対する支援・育成・投資
株式会社アローズコーポレーション	85百万円	50.6%	環境関連商材販売

（注）1. 上記８社は、会社の資本金、売上高及び総資産、当社の議決権比率を参考に選択しました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社８社を含め27社であります。当連結会計年度の連結売上高は41,218百万円（前年同期比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,785百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

④ その他

前連結会計年度末において当社の非連結子会社であったPT FT Group Indonesia（旧社名　P.T. Memory-Tech Indonesia）は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① ストック収益の積み上げ

安定した収益の確保並びに強固な財務基盤形成においては、フロー型の収益のみならず、毎月着実に収益が見込めるストック型の収益を積み上げる必要があります。そのため、当社グループは、ストック型のサービスとして、定額保守サービス、光コラボレーションサービスである「ひかり速トク」「ＦＴ光」、節水装置「ＪＥＴ」、及び新電力サービスである「エフエネでんき」「ＦＴでんき」の拡販に注力しております。

更なるストック収益の積み上げを行うため、市場ニーズにあった月額課金タイプのサービスの開発に加え、パートナー展開による拡販にも注力してまいります。

② 既存事業におけるマーケットシェアの拡大

情報通信サービス・環境省エネサービスにおいては、顧客のニーズは底堅いものがあるものの、同業他社との競合は激しさを増しております。その中でマーケットシェアを拡大するためには、当社の独自性を発揮し、他社との優位性を確保することが必要であります。引き続き顧客の業態やニーズに即した商品群の提案を通じて顧客満足度の更なる向上を図ると共に、パートナー企業の開拓をより一層強化し、既存事業とのシナジーが図れる企業を対象としたM&A等によりマーケットシェアを拡大してまいります。

③ 新規事業の開発と推進

当社グループの既存事業には、成熟化あるいは市場が飽和していると思われる事業もあります。当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が必要であります。

ＬＥＤ照明、空調機器、太陽光発電設備に続く消費電力低減サービスを開発すると共に、今後市場拡大が予想されるIoT時代を見据えた新たな事業の開発と推進に注力してまいります。

④ 人財育成と優秀な人員の確保

既存事業のシェア拡大、新規事業の開発推進を行うためには、人財育成と優秀な人員の確保は必要不可欠な要素となっており重要な課題であると考えております。人員の確保については新卒者の定期採用を継続すると共に、経験者をターゲットとする中途採用を拡充してまいります。人財育成については、自社研修施設（つくばビジネスサポートセンター）を活用した集合研修を強化すると共に、社員の階層に合わせた研修プログラムの構築を行うこと等により引き続き教育強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

事業の種類別セグメントの名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
法人事業	環境省エネサービス（国内・海外）	ＬＥＤ照明、空調設備、節水装置「ＪＥＴ」等の販売施工保守	当　　社 ㈱エフティコミュニケーションズ ㈱エフティコミュニケーションズウエスト ㈱エフティ北日本 ㈱エフティ東北 ㈱エフティ東海 ㈱エフティ中四国 ㈱エフティ九州 ㈱エフティエコソリューション ㈱ニューテック ㈱ジャパンＴＳＳ ㈱アイエフネット ㈱ＮＥＸＴ エコテクソリューション㈱ FTGroup(Thailand)Co.,Ltd. FTGroup(Philippines),Inc. PT FT Group Indonesia
	情報通信サービス	ビジネスホン、ＯＡ機器、ファイルサーバー、ＵＴＭ等の販売施工保守	当　　社 ㈱エフティコミュニケーションズ ㈱エフティコミュニケーションズウエスト ㈱エフティ北日本 ㈱エフティ東北 ㈱エフティ東海 ㈱エフティ中四国 ㈱エフティ九州 ㈱アレクソン ㈱ジャパンＴＳＳ
	インターネットサービス	法人向け光コラボレーション「ＦＴ光」 ＷＥＢ制作サービス	㈱ＴＲＵＳＴ ㈱ジスターイノベーション ㈱アントレプレナー ㈱アイエフネット
	電力サービス	電力小売「エフエネでんき」「ＦＴでんき」	㈱エフエネ
コンシューマ事業	インターネットサービス	光コラボレーション「ひかり速トク」	㈱アイエフネット ㈱ＮＥＸＴ
	環境省エネサービス	太陽光発電設備・蓄電池等の販売施工	㈱アローズコーポレーション
	ドコモショップ	モバイル端末等の販売	㈱サンデックス

(6) 主要な事業所

① 当　社

本　社　　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番6号

② 法人事業の主要な販売拠点

名　称	所在地	名　称	所在地
北海道営業部	北海道札幌市	千葉営業部	千葉県千葉市
青森営業所	青森県青森市	茨城営業所	茨城県水戸市
東北営業部	宮城県仙台市	横浜営業部	神奈川県横浜市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東海営業部・東海第一営業所	愛知県名古屋市
秋田営業所	秋田県秋田市	静岡第一営業所・静岡第二営業所	静岡県静岡市
福島営業所	福島県郡山市	関西営業部・関西第一営業所	大阪府大阪市
山形営業所	山形県山形市	北陸営業所	石川県金沢市
本社営業部	東京都台東区	広島営業部・広島第一営業所	広島県広島市
関東営業部	埼玉県さいたま市	松山営業所	愛媛県松山市
栃木営業所	栃木県宇都宮市	九州営業部	福岡県福岡市
松本営業所	長野県松本市	長崎営業所	長崎県長崎市
北関東営業部	群馬県高崎市	熊本営業所	熊本県熊本市
新潟営業所	新潟県新潟市	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

③ 主要な携帯販売ショップ

名　称	所在地	名　称	所在地
ドコモショップ西根店	岩手県八幡平市	ドコモショップ宮古千徳店	岩手県宮古市
ドコモショップ北上店	岩手県北上市		

④ その他の拠点

名　称	所在地
つくばビジネスサポートセンター	茨城県つくば市
柏コールセンター	千葉県柏市
盛岡コールセンター	岩手県盛岡市
仙台コールセンター	宮城県仙台市
大宮コールセンター	埼玉県さいたま市
花巻コールセンター	岩手県花巻市
大阪コールセンター	大阪府大阪市

⑤ 主要な子会社等

名称	所在地
株式会社 エフティコミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社 エフティコミュニケーションズウエスト	大阪府大阪市
株式会社 エフティ北日本	北海道札幌市
株式会社 エフティ東北	宮城県仙台市
株式会社 エフティ東海	愛知県名古屋市
株式会社 エフティ中四国	岡山県岡山市
株式会社 エフティ九州	福岡県福岡市
株式会社 エフティエコソリューション	東京都中央区
株式会社 TRUST	東京都中央区
株式会社 ジャパンTSS	東京都中央区
株式会社 アイエフネット	東京都中央区
株式会社 NEXT	千葉県柏市
株式会社 サンデックス	東京都中央区
株式会社 アントレプレナー	東京都中央区
株式会社 アレクソン	大阪府大阪市
株式会社 ジスターイノベーション	東京都中央区
株式会社 FRONTIER	東京都中央区
株式会社 エフエネ	東京都中央区
株式会社 ViewPoint	東京都中央区
株式会社 ニューテック	東京都中央区
エコテクソリューション 株式会社	東京都中央区
株式会社 アローズコーポレーション	大阪府吹田市
株式会社 シー・ワイ・サポート	岩手県花巻市
FTGroup(Thailand) Co., Ltd.	バンコク(タイ王国)
FTGroup(Asia) Co., Ltd.	バンコク(タイ王国)
FTGroup(Philippines),Inc.	ラグナ(フィリピン共和国)
PT FT Group Indonesia	ブカシ(インドネシア共和国)

(7) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
法人事業	942 (69)	△75名 (46名)
コンシューマ事業	171 (75)	△149名 (△33名)
全社(共通)	92 (10)	10名 (0名)
合計	1,205 (154)	△214名 (13名)

（注）1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（ ）内は臨時従業員の年間平均雇用人員（平均８時間）であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,706百万円
株式会社千葉銀行	1,500百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　46,000,000株

(2) 発行済株式の総数　33,240,236株（自己株式3,057,964株を除く。）

(3) 株主数　5,248名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	13,740,000株	41.34%
株式会社ハローコミュニケーションズ	3,870,000株	11.64%
畔柳誠	3,662,300株	11.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	786,500株	2.37%
エフティグループ従業員持株会	538,800株	1.62%
平崎敏之	538,200株	1.62%
村田機械株式会社	496,200株	1.49%
根岸欣司	407,700株	1.23%
CACEIS BANK LUXEMBOURG BRANCH/UCITS CLIENTS	304,700株	0.92%
清水直也	296,800株	0.89%

（注） 当社は自己株式を3,057,964株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

① 当社役員に付与された新株予約権の概要

当社が当社役員を対象に既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりであります。

決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	権利行使時の1株当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第10回新株予約権 2012年５月18日 定時取締役会決議	700個	普通株式 210,000株	無償	１円	2012年６月５日から2032年６月４日まで

（注）1. 第10回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

2. 2013年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」を調整しております。
3. 2015年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式３株の割合で株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」を調整しております。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりであります。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 ※社外取締役は除く	第10回新株予約権	700個	210,000株	１人
社外取締役	第10回新株予約権	－個	－株	－人
監査役	第10回新株予約権	－個	－株	－人

（注）2013年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式100株の割合での株式分割、及び2015年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式３株の割合での株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「目的である株式の数」を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	畔　柳　　誠	株式会社光通信特別顧問
代表取締役社長	石　田　　誠	執行役員社長法人事業統括本部長 株式会社光通信特別顧問
取　締　役	清　水　直　也	専務執行役員海外事業本部長 FTGroup(Asia)Co.,Ltd.managing director/CEO
取　締　役	原　　宏　樹	専務執行役員法人事業副統括本部長兼パートナー事業本部長
取　締　役	山　本　博　之	常務執行役員コーポレート統括本部長 株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ代表取締役 株式会社光通信顧問
取　締　役	島　田　理　廣	上級執行役員ネットワーク事業本部長 株式会社アイエフネット代表取締役 株式会社サンデックス代表取締役 株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役 株式会社光通信顧問
取　締　役	小　村　賢　一	株式会社光通信社長室事業提携推進部副統轄
常勤監査役	小檜山　義　男	株式会社アイエフネット監査役 株式会社ＮＥＸＴ監査役 株式会社ジャパンＴＳＳ監査役 株式会社サンデックス監査役
監　査　役	半　田　　茂	朝日税理士法人代表社員　税理士
監　査　役	隈　部　泰　正	はる総合法律事務所　パートナー弁護士 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ監査役

（注）1. 監査役半田茂氏及び隈部泰正氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2017年６月22日開催の第32回定時株主総会において、小村賢一氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役小檜山義男氏及び半田茂氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・小檜山義男氏は、当社の経理部において通算９年以上にわたり経理・決算関係業務に従事しておりました。
・半田茂氏は税理士の資格を有しております。
4. 監査役半田茂氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 重川晴彦氏、佐藤政志氏及び大塚隆直氏は、2017年６月22日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 (―)	247百万円 (―)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	22百万円 （6百万円）
合　　計	11名	269百万円

（注）1. 取締役の報酬総額は、2012年6月28日開催の第27回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬総額は、2012年6月28日開催の第27回定時株主総会において、賞与も含め年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員数は取締役7名（うち、無報酬1名）、監査役3名であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条、第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要としては、次のとおりであります。

・非業務執行取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。

・上記の責任限定が認められるのは非業務執行取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役半田茂氏は、朝日税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

監査役隈部泰正氏は、はる総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監　査　役	半　田　　茂	当事業年度の取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、11回中11回出席しました。主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜質問・発言を行っております。
監　査　役	隈　部　泰　正	当事業年度の取締役会には、17回中16回、また、監査役会には、11回中10回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問・発言を行っております。

⑤　当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑥　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、当社事業の現場に精通した社内出身の取締役を中心に、親会社より派遣された非業務執行取締役の意見も参考にしつつ、当社事業の特性を踏まえた機敏で効率的かつ実質的な議論及び迅速な意思決定を取締役会にて行うことを重視してきました。また、社外監査役との間の適度な緊張関係と連携関係により、適切な監督とけん制の効いたコーポレートガバナンス体制を敷いてきたため、社外取締役の選任は行っておらず、当事業年度末日において社外取締役は置いておりません。

この度、当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実という観点から、「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を、2018年６月21日開催予定の第33回定時株主総会に上程することといたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に定める「業務の適正を確保するための体制」について下記のとおり定め、その構築に向け取り組んでおります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月１回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査

役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席並びに経営戦略会議への出席、業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を中心とした子会社を含めた全社的な当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役に提供しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業倫理憲章」及び「エフティグループ役職員行動規範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程厳守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査部」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

また、各子会社の取締役は、「グループ経営会議」を通じて当社取締役に定期的に報告する体制を整えるとともに、子会社の取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各子会社取締役に提供されております。業務管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に各子会社取締役に提供し

ております。
　加えて、「企業倫理ヘルプライン」については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、子会社も含めた当社グループ全体におけるコンプライアンスの実効性を確保することとしています。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

　当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、内部監査部門である「監査部」が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

　当社は、監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役室を設置します。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査役室を設置した場合は、監査役室の使用人の人事異動、人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

　当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定めております。監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めております。監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。
　また、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについて審議する「コンプライアンス委員会」には、当社の常勤監査役が出席することとし、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについては、速やかに監査役に報告する体制をとっています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査部及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとします。

監査役会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は支払うものとします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を四半期に１回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、当社グループのコンプライアンス体制を見直しを図りました。また、リスク管理規程に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

当社の取締役会は、非業務執行取締役１名を含む取締役７名で構成し、監査役３名も出席した上で定時取締役会は毎月１回、その他適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しました。

当社は常勤役員等で構成する経営戦略会議を設置し、原則として月２回開催しております。取締役会へ付議する事項を含む経営上の重要事項について、その内容や目的・効果など多角的な視点から審議し、代表取締役に対して諮問を行うことにより、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。また、各子会社からの業務執行状況の報告等を通じて、子会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成することを目的としてグループ経営会議を設置し、適宜開催しております。

内部監査部門である監査部は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議及びコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当は、各期の連結業績および内部留保を総合的に勘案した上で、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50％を目途に、将来の事業展開等を総合的に考慮し決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年２回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款で定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針ならびに当連結会計年度の業績を考慮し、１株当たり22円の配当を実施することとしました。この結果、当期の年間配当金は、既に実施しております中間配当金１株当たり20円を含めまして、42円となりました。

また、次期の配当金は、中間配当22円、期末配当25円とし、１株当たり年間配当金47円を予定しております。

貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,548,402**	**流動負債**	**3,540,228**
現金及び預金	3,294,087	買掛金	304,995
売掛金	492,924	短期借入金	700,000
商品	521,246	１年内返済予定の長期借入金	162,162
貯蔵品	67,387	１年内償還予定の社債	300,000
前渡金	65,951	リース債務	10,546
前払費用	55,244	未払金	432,875
関係会社未収入金	1,182,826	未払費用	49,472
未収入金	234,560	未払法人税等	889,548
繰延税金資産	106,984	前受金	103,225
その他	640,846	預り金	396,430
貸倒引当金	△113,656	賞与引当金	60,034
固定資産	**8,370,114**	返品調整引当金	1,291
(有形固定資産)	(793,263)	その他	129,644
建物	507,844	**固定負債**	**2,318,665**
構築物	3,466	社債	900,000
機械装置及び運搬具	52,267	長期借入金	1,337,837
工具、器具及び備品	12,317	リース債務	17,968
リース資産	26,368	その他	62,859
土地	191,000	**負債合計**	**5,858,893**
(無形固定資産)	(175,054)	(純資産の部)	
ソフトウェア	154,740	**株主資本**	**9,010,529**
その他	20,313	**資本金**	**1,344,606**
(投資その他の資産)	(7,401,797)	**資本剰余金**	**1,231,563**
投資有価証券	416,218	資本準備金	1,231,563
関係会社株式	3,118,380	**利益剰余金**	**8,619,832**
関係会社社債	2,474,000	利益準備金	24,800
長期貸付金	12,647	その他利益剰余金	8,595,032
関係会社長期貸付金	859,511	繰越利益剰余金	8,595,032
差入保証金	687,282	**自己株式**	**△2,185,472**
その他	174,463	**評価・換算差額等**	**35,979**
貸倒引当金	△340,706	その他有価証券評価差額金	35,979
		新株予約権	**13,113**
		純資産合計	**9,059,623**
資産合計	**14,918,517**	**負債及び純資産合計**	**14,918,517**

(注)　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,595,241**
営業収益		
関係会社受取配当金	1,680,000	
業務受託手数料	2,616,828	**4,296,828**
売上高及び営業収益合計		**9,892,069**
売上原価		**2,517,732**
売上総利益		**7,374,337**
販売費及び一般管理費		**3,351,747**
営業費用		**1,831,201**
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		**5,182,949**
営業利益		**2,191,388**
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,862	
受取家賃	124,975	
その他	12,990	152,828
営業外費用		
支払利息	21,009	
賃貸収入原価	114,303	
その他	19,950	155,263
経常利益		**2,188,953**
特別利益		
固定資産売却益	24,625	
投資有価証券売却益	37,353	61,978
特別損失		
投資有価証券評価損	221,298	
関係会社株式評価損	48,713	
その他	198	270,209
税引前当期純利益		**1,980,722**
法人税、住民税及び事業税	360,461	
法人税等調整額	△51,273	309,187
当期純利益		**1,671,535**

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2017年４月１日残高	1,344,130	1,231,087	1,231,087	24,800	8,252,806	8,277,606	△2,185,472	8,667,352
事業年度中の変動額								
新株の発行	475	475	475					951
剰余金の配当					△1,329,309	△1,329,309		△1,329,309
当期純利益					1,671,535	1,671,535		1,671,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	475	475	475	―	342,225	342,225	―	343,177
2018年３月31日残高	1,344,606	1,231,563	1,231,563	24,800	8,595,032	8,619,832	△2,185,472	9,010,529

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2017年４月１日残高	27,545	27,545	14,050	8,708,948
事業年度中の変動額				
新株の発行				951
剰余金の配当				△1,329,309
当期純利益				1,671,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8,434	8,434	△936	7,497
事業年度中の変動額合計	8,434	8,434	△936	350,675
2018年３月31日残高	35,979	35,979	13,113	9,059,623

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品 …… 最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法によっております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物の39年～50年であります。

無形固定資産 …… 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

投資不動産 ……定率法によっております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金 …… 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表関連

前事業年度において、投資その他の資産の「長期貸付金」に含めておりました「関係会社長期貸付金」（前事業年度110,036千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

損益計算書関連

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「社債発行費」（当事業年度3,689千円）及び「支払手数料」（当事業年度203千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 ……	637,876千円
投資不動産の減価償却累計額 ……	1,904千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲載されたものを除く）

短期金銭債権 ……	578,452千円
短期金銭債務 ……	334,345千円
長期金銭債務 ……	60,393千円

(3) 取締役に対する金銭債権

金銭債権 ……	1,868千円

(4) 担保に供している資産

現金及び預金 ……	164,000千円

上記資産について、買掛金98,476千円の担保に供しております。

(5) 保証債務

① ＬＥＤレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

株式会社エフティコミュニケーションズ	55,127千円
株式会社エフティコミュニケーションズウエスト	34,747千円
日本メディアシステム株式会社	30,286千円
株式会社東名	25,232千円
日本通信機器株式会社	20,979千円
その他	62,378千円
合計額	228,750千円

② 商品仕入債務に対する保証債務

FTGroup(Thailand)Co.,Ltd. ……	120,011千円

(6) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,300,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	600,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売　上　高 ……	734,166千円
営　業　収　益 ……	2,616,828千円
仕　入　高 ……	139,015千円
営　業　費　用 ……	351,791千円
販売費及び一般管理費 ……	134,361千円
営業取引以外の取引	
受取利息及び配当金 ……	14,213千円
受　取　家　賃 ……	124,975千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	3,057,964	—	—	3,057,964
合　計	3,057,964	—	—	3,057,964

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
返品調整引当金	395千円
未払賞与	1,469千円
賞与引当金	18,385千円
貸倒引当金	34,806千円
未払事業税	15,161千円
預り金	29,126千円
前受金	29,162千円
その他	11,507千円
計	140,016千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	13,859千円
投資有価証券評価損	120,121千円
関係会社株式	129,626千円
貸倒引当金	104,340千円
その他	6,397千円
計	374,346千円
繰延税金資産小計	514,362千円
評価性引当額	△357,426千円
繰延税金資産合計	156,935千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△10,315千円
資産除去債務に対応する除去費用	△385千円
計	△10,700千円
繰延税金負債合計	△10,700千円
繰延税金資産（負債）の純額	146,235千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	㈱アイエフネット	東京都中央区	100,000	ＷＥＢ商材、ＩＳＰサービスの提供 節水装置ＪＥＴレンタル販売	(所有)直接100.0%	兼任2名	社債の引受	社債の引受(注)1	―	関係会社社債	1,300,000
子会社	㈱ＮＥＸＴ	千葉県柏市	90,000	コールセンター事業	(所有)直接100.0%	兼任1名	社債の引受	社債の引受(注)1	―	関係会社社債	1,050,000
子会社	FTGroup(Philippines), Inc.	ラグナ(フィリピン共和国)	(千ペソ)17,604	環境関連商材の販売	(所有)直接99.9%	なし	資金の貸付	資金の貸付(注)2,3	―	関係会社長期貸付金(注)4	154,048
子会社	㈱エフエネ	東京都中央区	30,000	電力の販売	(所有)直接100.0%	兼任3名	資金の貸付	資金の貸付(注)2	500,463	関係会社長期貸付金	500,463
								利息の受取	1,277	流動資産その他(未収利息)	―

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の引受を行っており、金利条件は無利息としております。また、担保の受入はありません。

2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3 期末残高には為替差損益が含まれております。

4 関係会社長期貸付金に対して、貸倒引当金を154,048千円を計上しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱アイ・イーグループ	東京都豊島区	101,000	オフィス・オートメーション機器販売	なし	なし	商品の仕入先	商品の仕入	45,968	買掛金	5,181
								販売奨励金の受取	91,680	未収入金	7,247
								―	―	差入保証金	336,520

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　272円16銭

１株当たり当期純利益　50円29銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

株式会社エフティグループ
取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　岩　田　亘　人　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　村　啓　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エフティグループの2017年４月１日から2018年３月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**21,642,878**	**流動負債**	**9,207,407**
現金及び預金	10,223,908	支払手形及び買掛金	3,104,122
受取手形及び売掛金	7,237,672	短期借入金	790,000
商品及び製品	1,380,497	１年内返済予定の長期借入金	298,370
原材料及び貯蔵品	414,131	１年内償還予定の社債	320,000
繰延税金資産	639,698	未払金	843,107
リース残債権	206,868	未払費用	422,685
その他	1,891,025	未払法人税等	1,300,739
貸倒引当金	△350,922	賞与引当金	250,447
固定資産	**4,230,930**	返品調整引当金	78,387
(有形固定資産)	(1,447,288)	製品保証引当金	14,955
建物及び構築物	720,782	リース残債務	227,858
機械装置及び運搬具	55,928	その他	1,556,731
土地	425,466	**固定負債**	**2,896,106**
リース資産	99,705	社債	930,000
その他	145,406	長期借入金	1,856,270
(無形固定資産)	(647,927)	繰延税金負債	742
のれん	411,303	退職給付に係る負債	5,842
その他	236,624	その他	103,250
(投資その他の資産)	(2,135,713)	**負債合計**	**12,103,513**
投資有価証券	694,654	(純資産の部)	
長期貸付金	571,991	**株主資本**	**13,298,259**
繰延税金資産	61,243	**資本金**	**1,344,606**
その他	1,012,966	**資本剰余金**	**1,183,427**
貸倒引当金	△205,143	**利益剰余金**	**12,955,697**
		自己株式	**△2,185,472**
		その他の包括利益累計額	**36,757**
		その他有価証券評価差額金	35,275
		為替換算調整勘定	1,481
		新株予約権	**13,113**
		非支配株主持分	**422,165**
		純資産合計	**13,770,295**
資産合計	**25,873,809**	**負債及び純資産合計**	**25,873,809**

(注)　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**41,218,511**
売上原価		**23,371,258**
売上総利益		**17,847,253**
販売費及び一般管理費		**13,040,441**
営業利益		**4,806,812**
営業外収益		
受取利息	4,262	
受取配当金	176	
業務受託手数料	24,074	
受取家賃	14,046	
その他	40,252	82,811
営業外費用		
支払利息	39,027	
賃貸収入原価	5,297	
為替差損	9,910	
貸倒引当金繰入額	9,710	
その他	17,480	81,425
経常利益		**4,808,197**
特別利益		
固定資産売却益	24,694	
投資有価証券売却益	37,353	62,047
特別損失		
固定資産除却損	19,429	
投資有価証券評価損	221,298	
その他	1,635	242,363
税金等調整前当期純利益		**4,627,881**
法人税、住民税及び事業税	2,139,406	
法人税等調整額	△373,115	1,766,291
当期純利益		**2,861,590**
非支配株主に帰属する当期純利益		75,950
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,785,639**

（注） 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年４月１日残高	1,344,130	1,420,038	11,503,138	△2,185,472	12,081,835
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	475	475			951
剰余金の配当			△1,329,309		△1,329,309
親会社株主に帰属する当期純利益			2,785,639		2,785,639
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△279,232			△279,232
連結範囲の変動		42,145	△3,771		38,373
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					―
連結会計年度中の変動額合計	475	△236,611	1,452,559	―	1,216,423
2018年３月31日残高	1,344,606	1,183,427	12,955,697	△2,185,472	13,298,259

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2017年４月１日残高	26,730	△4,185	22,545	14,050	396,666	12,515,097
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						951
剰余金の配当						△1,329,309
親会社株主に帰属する当期純利益						2,785,639
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△279,232
連結範囲の変動						38,373
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	8,544	5,666	14,211	△936	25,499	38,774
連結会計年度中の変動額合計	8,544	5,666	14,211	△936	25,499	1,255,197
2018年３月31日残高	35,275	1,481	36,757	13,113	422,165	13,770,295

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　27社

＜連結子会社の名称＞

株式会社エフティコミュニケーションズ	株式会社エフティ北日本
株式会社エフティ東北	株式会社エフティコミュニケーションズウエスト
株式会社エフティ東海	株式会社エフティ九州
株式会社アイエフネット	株式会社ジャパンＴＳＳ
株式会社ＮＥＸＴ	株式会社サンデックス
株式会社ＴＲＵＳＴ	株式会社シー・ワイ・サポート
株式会社ジスターイノベーション	株式会社アントレプレナー
株式会社アレクソン	株式会社ＦＲＯＮＴＩＥＲ
株式会社エフティ中四国	株式会社ニューテック
株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ	株式会社エフティエコソリューション
FTGroup(Thailand)Co.,Ltd.	FTGroup(Asia)Co.,Ltd.
FTGroup(Philippines),Inc.	FTGroup(Philippines)Trading,Inc.
エコテクソリューション株式会社	株式会社アローズコーポレーション
PT FT Group Indonesia	

(増加)

・重要性が増したことによる増加：PT FT Group Indonesia、他１社

②　非連結子会社の数　６社

＜非連結子会社の名称＞

スマートモバイル株式会社	株式会社エフエネ
株式会社アドマウント	株式会社まちの保険屋さん
株式会社Ａ．Ｅ．Ｃ	株式会社ウォーターセレクト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数　９社

＜持分法を適用しない非連結子会社の名称＞

スマートモバイル株式会社	株式会社エフエネ
株式会社アドマウント	株式会社まちの保険屋さん
株式会社Ａ．Ｅ．Ｃ	株式会社ウォーターセレクト

＜持分法を適用しない関連会社の名称＞

キーウェストコーポレーション株式会社	株式会社リアン
株式会社エキサイター	

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び原材料 …… 主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社及び国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法によっております。
但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物の38年～50年であります。

無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

投資その他の資産

「その他」（投資不動産） … 定率法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金 …… 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

製品保証引当金 …… 一部の連結子会社において販売済製品のアフターサービスの費用に備えるため、過去の売上に係る補修費の実績率に基づき計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収

益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは、５年間で均等償却しております。

2. 表示方法の変更

連結損益計算書関連

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「業務受託手数料」（前連結会計年度2,894千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」（前連結会計年度8,901千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」（当連結会計年度4,703千円）及び「社債発行費」（当連結会計年度3,689千円）については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 …… 1,640,761千円

なお、投資その他の資産の「その他」には、投資不動産（当連結会計年度末取得価額29,966千円、減価償却累計額1,904千円）が含まれております。

(2) 担保に供している資産

現金及び預金	185,000千円
建物及び構築物	129,027千円
土地	355,570千円

上記資産について、買掛金442,848千円、一年内返済予定の長期借入金22,321千円、長期借入金56,563千円及びその他（流動負債）4,241千円の担保に供しております。

(3) 保証債務及び手形遡及債務等

① ＬＥＤレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

日本メディアシステム株式会社	30,286千円
株式会社東名	25,232千円
日本通信機器株式会社	20,979千円
その他	20,618千円
合計額	97,116千円

② 非連結子会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

株式会社Ａ．Ｅ．Ｃ	465,056千円

③ 手形割引高

受取手形割引高	44,174千円

(4) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,850,000千円
借入実行残高	750,000千円
差引額	1,100,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	36,283,200	15,000	―	36,298,200
合計	36,283,200	15,000	―	36,298,200
自己株式				
普通株式	3,057,964	―	―	3,057,964
合計	3,057,964	―	―	3,057,964

（注） 発行済株式の増加は、新株予約権行使により15,000株増加したことによるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月22日取締役会	普通株式	664,504	20	2017年3月31日	2017年6月23日
2017年11月9日取締役会	普通株式	664,804	20	2017年9月30日	2017年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月22日 取締役会	普通株式	繰越利益剰余金	731,285	22	2018年3月31日	2018年6月22日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

決議日	新株予約権の数	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第10回新株予約権 2012年5月18日 定時取締役会決議	700個	普通株式	210,000株
新株予約権個数合計	700個	新株予約権の目的となる株式数合計	210,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	118,321千円
棚卸資産評価損	30,234千円
賞与引当金	82,911千円
未払事業税	92,875千円
未払賞与	45,663千円
預り金	139,425千円
前受金	144,399千円
その他	93,140千円
計	746,970千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	13,859千円
投資有価証券評価損	122,968千円
関係会社株式	62,344千円
貸倒引当金	63,036千円
繰越欠損金	259,654千円
その他	105,460千円
計	627,323千円
繰延税金資産小計	1,374,294千円
評価性引当額	△662,360千円
繰延税金資産合計	711,933千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△10,315千円
資産除去債務に対応する除去費用	△676千円
その他	△742千円
計	△11,734千円
繰延税金負債合計	△11,734千円
繰延税金資産（負債）の純額	700,199千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に通信機器等の販売事業を行うための計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権等について、各事業部門及び財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、資金担当部門が同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

Ⅱ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、経理規程に基づき、財務経理部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、資金担当部門が同様の管理を行っております。

Ⅲ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部門からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
①現金及び預金	10,223,908	10,223,908	
②受取手形及び売掛金	7,237,672		
貸倒引当金（※１）	△293,916		
	6,943,755	6,943,755	―
③投資有価証券	70,322	70,322	―
資産計	17,237,986	17,237,986	―
①支払手形及び買掛金	3,104,122	3,104,122	―
②短期借入金	790,000	790,000	―
③未払金	843,107	843,107	―
④未払法人税等	1,300,739	1,300,739	―
⑤長期借入金（※２）	2,154,641	2,154,754	113
⑥社債（※３）	1,250,000	1,246,492	△3,507
負債計	9,442,610	9,439,216	△3,394

（※１） 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
（※２） 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含めております。
（※３） 社債には一年内償還予定の社債を含めております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については取引所の価格によっております。

負　債

① 支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりますが、一部の借入は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっています。

⑥ 社債(一年内償還予定の社債を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっています。

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	624,332

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。なお、「非上場株式等」に対して、貸倒引当金を120,000千円計上しております。

また、当連結会計年度において、「非上場株式等」に対して、221,298千円の減損処理を行っております。

（注３） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	10,223,908	―	―	―
受取手形及び売掛金	7,237,672	―	―	―
合計	17,461,580	―	―	―

（注４） 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	298,370	579,476	544,014	414,870	230,406	87,503
社債	320,000	320,000	310,000	200,000	100,000	―
合計	618,370	899,476	854,014	614,870	330,406	87,503

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸用の不動産を有しております。また、その他地域において建物及び土地を遊休状態にて有しております。2018年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は206千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			連結決算日における時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
28,061	12,706	40,768	33,700

（注）１ 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２ 連結決算日における時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

３ 当連結会計年度増減額は、土地・建物の取得12,788千円による増加、減価償却費△81千円による減少であります。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　401円17銭

１株当たり当期純利益　83円81銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

株式会社エフティグループ
取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　岩　田　亘　人　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　村　啓　文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エフティグループの2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

2017年４月１日から2018年３月31日までの第33期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月22日

株式会社エフティグループ　監査役会

常勤監査役　　小檜山　義　男　㊞

社外監査役　　半　田　　茂　㊞

社外監査役　　隈　部　泰　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（員数） 第18条 当会社の取締役は、１０名以内とする。	（員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、１０名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、４名以内とする。
（新　設）	

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第19条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	２．法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	３．前２項の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
３．　（条文省略）	４．　（現行どおり）
（新　設）	５．補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役から代表取締役を選定する。
２．　（条文省略）	２．　（現行どおり）
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	３．取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役から取締役社長１名、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第24条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第26条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条 当会社の取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（員数） 第29条 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（削　除）

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第31条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集） 第33条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会規程） 第34条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第36条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会） 第30条 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。 ２．監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第６章　　会計監査人 第37条～第38条　（条文省略）	第６章　　会計監査人 第34条～第35条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計算 第40条～第43条　（条文省略）	第７章　　計算 第37条～第40条　（現行どおり）
（新　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条 2018年６月21日開催の第33回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
（新　設）	第２条 2018年６月21日開催の第33回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（但し、監査等委員である取締役を除きます。）７名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
1	畔柳　誠（くろやなぎ　まこと） （1963年５月19日）	1987年３月　当社入社 1994年９月　同　取締役 2000年10月　同　取締役営業本部長 2002年３月　同　代表取締役社長 2005年４月　同　代表取締役社長執行役員ＣＥＯ 2013年６月　同　代表取締役会長（現任） 2013年６月　株式会社光通信特別顧問（現任） （現在に至る）	3,662,300
2	石田　誠（いしだ　まこと） （1967年11月１日）	1993年11月　当社入社 2005年６月　同　取締役執行役員ＣＯＯ 2011年６月　同　取締役執行役員ソリューション東日本事業部長 2012年６月　同　取締役常務執行役員ソリューション営業本部長 2013年６月　同　取締役専務執行役員ソリューション営業本部長 2015年６月　同　代表取締役執行役員社長ソリューション営業本部長 2015年６月　株式会社光通信特別顧問（現任） 2017年４月　当社　代表取締役執行役員社長法人事業統括本部長（現任） （現在に至る）	243,300

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
3	清水 直也（しみず なおや） （1971年１月５日）	1992年２月　当社入社 2007年４月　同　執行役員ＩＳＰ事業部長兼コールセンター事業部長 2008年６月　同　取締役執行役員インターネットサービス事業部長兼コールセンター事業部長 2012年６月　同　取締役専務執行役員ネットワーク営業本部長兼グループ戦略室長 2014年４月　同　取締役専務執行役員海外事業戦略室長 2015年１月　FTGroup(Asia)Co.,Ltd.managing director/CEO（現任） 2015年４月　当社　取締役専務執行役員海外事業戦略本部長 2018年４月　同　取締役専務執行役員法人事業統括本部環境事業本部長（現任） （現在に至る）	296,800
4	原 宏樹（はら ひろき） （1964年５月４日）	2015年４月　当社入社 2016年４月　同　取締役専務執行役員パートナー事業本部長 2016年６月　株式会社アントレプレナー代表取締役 2017年４月　当社　取締役専務執行役員法人事業副統括本部長兼パートナー事業本部長 2018年４月　同　取締役専務執行役員法人事業統括本部ソリューション事業本部長（現任） （現在に至る）	15,600
5	山本 博之（やまもと ひろゆき） （1966年１月28日）	1988年８月　当社入社 2005年４月　同　財務管理部長 2010年６月　同　執行役員管理部長 2013年６月　同　取締役執行役員コーポレート統括部長 2013年６月　株式会社光通信顧問（現任） 2015年６月　当社　取締役常務執行役員コーポレート統括本部長（現任） 2016年12月　株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ代表取締役(現任) （現在に至る）	179,000
6	島田 理廣（しまだ みちひろ） （1982年６月９日）	2007年２月　当社入社 2010年６月　同　執行役員ダイレクトマーケティング事業部長 2012年６月　同　上級執行役員ネットワーク営業本部副本部長兼ダイレクトマーケティング事業部長 2012年６月　株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役(現任) 2014年４月　当社　上級執行役員ネットワーク営業本部長 2015年６月　同　取締役上級執行役員ネットワーク営業本部長 2015年６月　株式会社光通信顧問（現任） 2016年４月　株式会社アイエフネット代表取締役（現任） 2016年４月　当社　取締役上級執行役員ネットワーク事業本部長（現任） 2017年11月　株式会社サンデックス代表取締役（現任） （現在に至る）	115,300

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
7	和田 英明（わだ ひであき） （1973年12月13日）	1997年４月　株式会社光通信入社 2004年６月　同　取締役 2009年６月　同　常務執行役員 同　情報通信事業本部長 2012年４月　株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役 2012年６月　株式会社光通信常務取締役 2013年４月　テレコムサービス株式会社代表取締役 2015年６月　ウォーターダイレクト株式会社（現 株式会社プレミアムウォーターホールディングス）取締役（現任） 2017年６月　株式会社光通信取締役副社長（現任） （現在に至る）	―

（注）　畔柳誠氏及び石田誠氏は株式会社光通信特別顧問であります。山本博之氏及び島田理廣氏は同社の顧問であります。和田英明氏は同社の取締役副社長であります。
株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。
その他各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
1	小檜山 義男（こひやま よしお） （1960年１月15日）	1994年２月　当社入社 2001年４月　同　経理部長 2004年６月　同　監査役（現任） 2007年２月　株式会社ＩＰネットサービス（現　株式会社ＮＥＸＴ）監査役（現任） 2007年２月　株式会社ジャパンＴＳＳ監査役（現任） 2009年６月　株式会社アイエフネット監査役（現任） 2012年６月　株式会社サンデックス監査役（現任） （現在に至る）	46,100

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
2	半田 茂（はんだ しげる） （1966年４月７日）	1994年１月 相川税務会計事務所入社 2003年４月 半田会計事務所 開設 2005年４月 朝日税理士法人設立 代表社員（現任） 2009年６月 当社 監査役（現任） （現在に至る）	―
3	隈部泰正（くまべ やすまさ） （1973年６月２日）	2002年10月 弁護士登録（55期・東京弁護士会） はる総合法律事務所（旧飯田・栗宇・早稲本特許法律事務所）入所 2010年１月 はる総合法律事務所パートナー弁護士（現任） 2012年６月 当社 監査役（現任） 2015年12月 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ監査役（現任） （現在に至る）	―

（注）1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 半田茂氏及び隈部泰正氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は半田茂氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、隈部泰正氏が選任された場合、同氏を同取引所の独立役員として届け出る予定であります。
3. 半田茂氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として、会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映して頂けるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、税理士として培われた専門的な知識と見識並びに代表社員として税理士法人の運営経営経験も有しており、当社の社外取締役の職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
4. 隈部泰正氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映して頂けるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、半田茂氏及び隈部泰正氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。小檜山義男氏、半田茂氏及び隈部泰正氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年６月28日開催の第27回定時株主総会において、賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その役員賞与を含めた報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額と同額の年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は７名（うち、無報酬が１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認されますと７名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を、役員賞与を含め年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認されますと３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

〔会　場〕浅草ビューホテル　４階　飛翔の間
東京都台東区西浅草三丁目17番１号
連絡先　03－3847－1111　（ホテル代表番号）

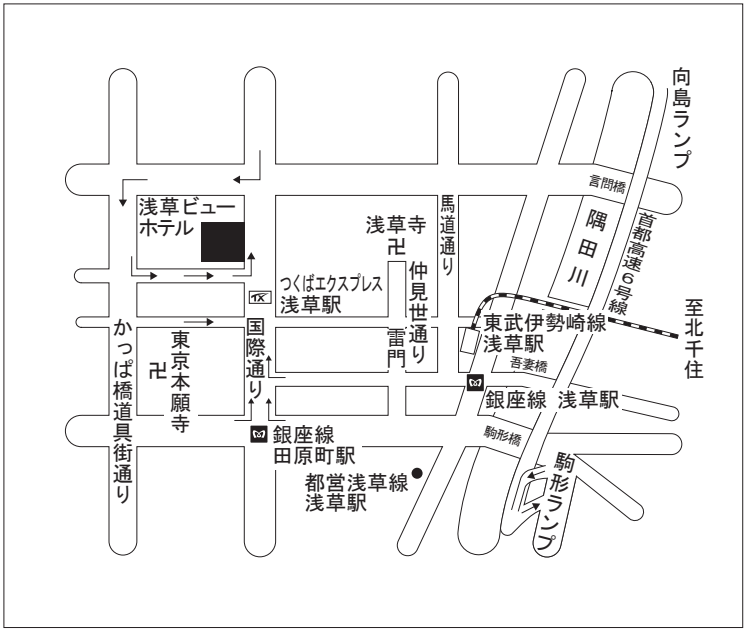

〔交通のご案内〕

●	つくばエクスプレス	「浅草駅」	直結
●	東京メトロ銀座線	「田原町駅」	徒歩７分
●	東京メトロ・都営浅草線	「浅草駅」	徒歩10分
●	東武伊勢崎線	「浅草駅」	徒歩10分
●	JR「上野駅」よりタクシー利用		タクシー５分